

数値目標

4つの基本目標には数値目標を設定し、計画(Plan)⇒実行(Do)⇒評価(Check)⇒改善(Action)のPDCAサイクルを繰り返して取組を進めます。

人と自然が共生するまちづくり				
項目	単位	実績 (R4) (2022)	目標値 (R10) (2028)	
経営耕地面積	ha	2,486	2,473	
森林経営計画認定面積	ha	1,686	1,686	
公害苦情件数	件/年	10	8	
資源が循環する持続可能なまちづくり				
項目	単位	実績 (R4) (2022)	目標値 (R10) (2028)	
ごみの年間排出量 (※)	t/年	7,636	6,449	
生活排水処理施設普及率	%	63.1	70.7	
地球温暖化対策のまちづくり				
項目	単位	現状 (H25) (2013)	短期目標 (R10) (2028)	中期目標 (R12) (2030)
市域の温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	202	120	109
市役所からの温室効果ガス排出量	kg-CO ₂	3,294,339	1,811,886	1,614,226
自ら行動するまちづくり				
項目	単位	実績 (R4) (2022)	目標値 (R10) (2028)	
資源ごみ回収運動協力団体数	団体	5	7	
広報紙等への環境特集記事の掲載	ページ/年	6	8	

※ごみの年間排出量の実績(R4)値については、とちぎの廃棄物令和4年度版から抜粋しており、10月1日の人口で計算したものです。

第3次那須烏山市環境基本計画【概要版】

令和6(2024)年3月 那須烏山市

計画期間：令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

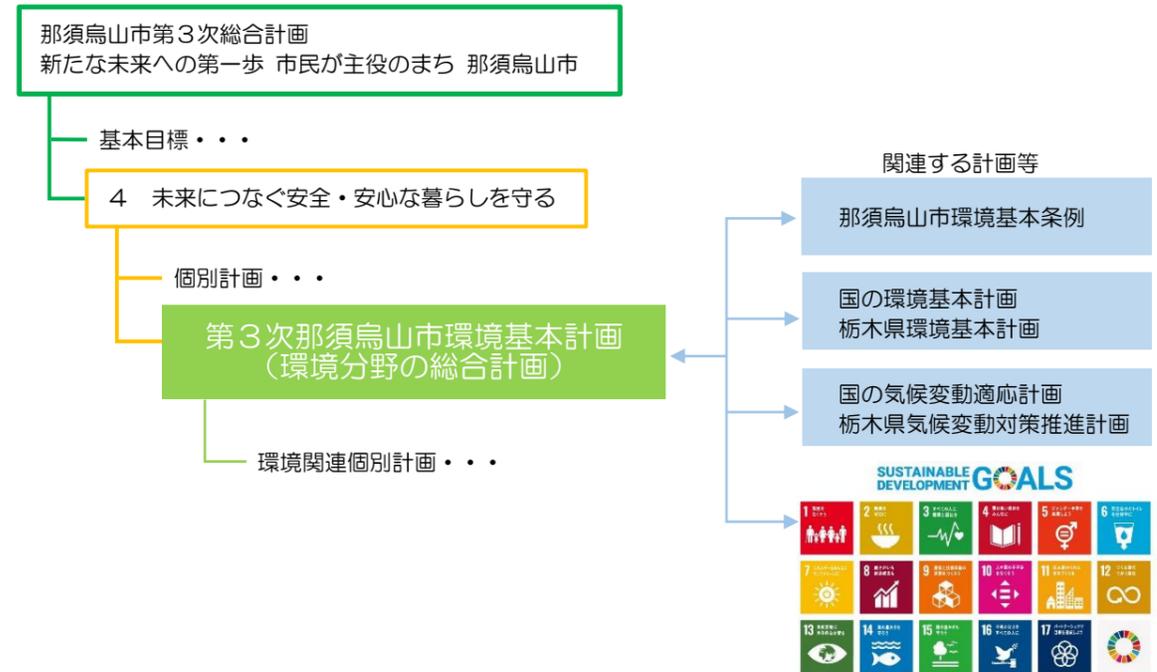
計画の基本的事項

本計画は、那須烏山市環境基本条例第9条に基づき定められたもので、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として位置づけられています。

また、国、県の環境基本計画及び関連計画とも整合を図るとともに、SDGsとの関連性やカーボンニュートラルを含め、効果的かつ効率的な計画の推進を図るものとしします。

事業者、市民においては、環境基本条例に基づき、本計画の主旨を理解した協力・協働・自らの行動が求められます。

なお、本計画は、「地球温暖化対策実行計画」及び「地域気候変動適応計画」を新たに組み入れた計画となっています。



発行 那須烏山市まちづくり課環境グループ
〒321-0692
栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号
TEL 0287-83-1120
市ホームページ <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>
E-mail machizukuri@city.nasukarasuyama.lg.jp



施策の展開

人と自然が共生するまちづくり	資源が循環する持続可能なまちづくり	地球温暖化対策のまちづくり (地球温暖化対策実行計画 (区域施策編・事務事業編))	自ら行動するまちづくり (地域気候変動適応計画)
<p>13 気候変動に具体的な対策を 15 緑の豊かさもやっとう 17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>1 農村環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認定農業者や新規就農者等の担い手の育成・確保 ●農地移動適正化あっせん基準等による農地の集積化と経営耕作地面積の確保 ●スマート農業の推進による省力化、低コスト化 ●農産物の地産地消の推進 ●有害鳥獣による事故及び被害防止のため、対象となる鳥獣の種類と対策を周知 ●有害鳥獣による農業被害を防止するための捕獲等を推進 <p>2 森林環境の保全・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●とちぎの元気な森づくり県民税及び森林環境譲与税等を活用した森林の整備による森林資源の循環利用の促進 ●森林組合等の関係機関と連携し、市有林の適切な管理に努め、切り出した木材の市公共施設等への有効活用を図るなど効果的な運用の実施 ●「那須烏山市森林整備計画」に基づく適切な森林整備 <p>3 生態系の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●希少な動植物の生息生育環境について、県の保全施策と調整を図りながらの適切な保全 ●多様な動植物の生息及び生育環境の維持 ●県及び関係機関と連携し特定外来生物の状況に応じた重点的な駆除等、総合的な外来種対策 <p>4 快適環境対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自動車騒音常時監視面的評価の実施や公共用水域水質検査の実施による公害の防止に向けた現状把握 ●市内の大气汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭に関わる状況を把握し、公害防止に必要な措置を実施 ●ごみの不法投棄に対する意識啓発を図り、清潔で美しいまちづくりを推進 ●不法投棄防止看板や監視カメラの設置により、不法投棄の防止を推進 ●土砂等の不法盛土の監視、指導 ●自然景観や街並みとの調和のとれた景観形成を促進 	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくる責任つかう責任 17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>1 循環型社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3Rの普及啓発を図り、ごみの発生抑制と減量化を推進 ●ごみ分別アプリをはじめ、様々な媒体でごみの分別、出し方などの周知、浸透を図り、分別の徹底、資源化を推進 ●南那須地区広域行政事務組合と連携して、ごみの適正な収集と処理を実施 ●生ごみの減量のため、生ごみの水分を減らす生ごみ処理機器の購入を支援 ●再資源化が可能なプラスチックごみの分別の検討 ●紙類の分別を徹底するよう、啓発を推進 <p>2 水循環の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ●河川水質向上のため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽の接続、設置による生活排水の適正処理を推進 ●下水道整備区域での下水道への加入を促進 ●下水道未整備区域での合併処理浄化槽の普及を促進 ●河川・水路への生活排水や汚染物質の流入防止、家庭で実践できる水質保全への取組の普及推進 	<p>7 エネルギーもみんなそしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>1 脱炭素社会の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自然環境の保全に配慮した再生可能エネルギーの導入をはじめ、蓄電池や電気自動車等のクリーン技術の活用を促進した脱炭素化の推進 ●省エネルギー機器の導入支援や節電の呼びかけなど、省エネルギーの普及啓発を推進 ●市民及び事業者が使用するエネルギーの量を削減できるよう、情報提供や普及啓発を実施 ●ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB、ゼブ）等の普及、エネルギーを効率的に使う設備導入（蓄電池やビルディング・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）等）の推進 ●ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH、ゼッチ）等の普及、エネルギーを効率的に使う設備導入（蓄電池やホーム・エネルギー・マネジメント・システム（HEMS）等）の推進 ●「COOL CHOICE とちぎ」県民運動との連携 ●エコ通勤の推進 ●公共交通ネットワークの適正な運営 <p>2 市役所の率先行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●節電・節燃料・節水など、日常的な省エネ・省資源に向けた全庁的な取組を推進 ●「那須烏山市公共施設等総合管理計画」を踏まえ、施設及び設備に関する計画的な省エネ改修・更新を推進 ●太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーの導入・活用を推進 ●公用車に関し、電気自動車（EV）をはじめとするクリーンエネルギー自動車の率先した導入と適正管理を推進 ●3Rに努め、廃棄物の排出抑制を推進 ●職員の環境意識の向上及び環境配慮行動の徹底を推進 	<p>13 気候変動に具体的な対策を 17 パートナシップで目標を達成しよう</p> <p>1 環境保全の担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●清掃活動や環境ボランティア活動を通じて、環境モラルの啓発を推進 ●子どもから高齢者までが参加できる継続的な環境学習の機会づくりを推進 ●地域の環境活動やイベントの開催を支援 ●市のホームページ、広報紙等、様々な媒体を利用して環境情報を公開及び提供 ●省エネルギー、省資源についての環境教育を進め、環境活動に取組む新たな担い手を育成 ●市民の自主的な道路・河川愛護活動等の環境美化活動を支援し、また、これらの活動に関する情報発信を進め、環境保全活動への参加を促進 <p>2 気候変動への適応対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ●国、県及び気候変動適応センター等の関係機関からの情報収集と、連携した適応策を推進 ●気候変動対策について、地球温暖化防止活動推進員と連携し、普及啓発を推進 ●高温耐性品種の導入や高温対策技術の普及推進 ●暑熱による家畜のストレスの低減を推進 ●国、県との連携による河川の治水機能の維持及び向上、河川防災情報、洪水予報の適切な運用等の防災対策の推進 ●土砂災害警戒区域内の土砂災害防止施設の整備、河川防災情報、洪水予報の適切な運用等の防災対策の推進 ●熱中症の情報提供及び注意喚起、特に熱中症にかかりやすい小児や高齢者等への声掛け、見守り活動の強化対策、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の指定、民間事業者との連携等、熱中症対策実行計画に基づいた熱中症対策の推進

本市の豊かな自然環境を未来に引き継いでいくために、環境を守り、育むことにより自然が持つ多面的機能を維持するとともに、環境への負荷が少ない取組や循環型の社会に関する取組を推進し、環境に配慮した持続可能なまちを目指します。



また、本市の目指すべき環境の将来像「人と自然が共生し未来へつなぐ環境に配慮した地域づくり」を実現するため、4つの基本目標と10の基本施策を設定し、取組を進めます。

【環境の将来像】 人と自然が共生し未来へつなぐ環境に配慮した地域づくり